

条例施行規則第5条第5号に規定する
指定希少野生動植物種の個体の保護のための当該個体の捕獲等

指定希少野生動植物種の個体の保護のための移動または移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって、次に掲げる行為に伴うものである場合、あらかじめ知事に届出（国等の機関の場合にあっては通知）を行うことによって、指定希少野生動植物種の捕獲等を行うことができます。

- ア 森林の保護管理のための標識または野生動植物の保護増殖のための標識その他これに類する工作物を設置し、または管理すること。
- イ 測量法(昭和24年法律第188号)第10条第1項に規定する測量標を設置し、または管理すること。
- ウ 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ルもしくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場およびヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)または同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、または管理すること。
- エ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づき施設を設置し、または管理すること。
- オ 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下同じ。)の生産基盤の整備および開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、または管理すること。
- カ 道路を設置し、または管理すること。
- キ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道または索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、または管理すること。
- ク 鉄道、軌道または索道のプラットホーム(上家を含む。)を設置し、または管理すること。
- ケ 船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、または管理すること。
- コ 船舶または積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- サ 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第5項に規定する航空保安施設を設置し、または管理すること。
- シ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設または電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項に規定する陸標を設置し、または管理すること。
- ス 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系(その支持物を含む。)を設置し、または管理すること。
- セ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気または水象の観測のための施設その他これに類する施設を設置し、または管理すること。
- ソ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、または管理すること。
- タ 消防または水防の用に供する望楼または警鐘台を設置すること。
- チ 法令の規定により、または保安の目的で標識その他これに類する工作物を設置し、または管理する

こと。

- ツ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- テ 放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条に規定する放送の業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和 26 年法律第 135 号)第 2 条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律(昭和 32 年法律第 152 号)第 2 条第 2 項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法(昭和 47 年法律第 114 号)第 2 条第 1 項に規定する有線テレビジョン放送の業務または電気通信事業法第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
- ト 水力または火力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置もしくは改良またはこれらのため必要な工作物の設置もしくは改良および送電変電施設の整備、ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 10 項に規定するガス事業または工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第 2 条第 4 項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
- ナ 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財、同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、もしくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観または旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和 8 年法律第 43 号)第 2 条第 1 項の規定により認定された物件の保存のための行為
- ニ 鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)第 4 条に規定する鉱業、採石法(昭和 25 年法律第 291 号)第 10 条第 1 項第 3 号に規定する採石業または砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 2 条に規定する砂利採取業を行うこと。
- ヌ 農業、林業または漁業を営むために行う行為
- ネ 森林法第 25 条第 1 項もしくは第 2 項もしくは第 25 条の 2 第 1 項もしくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域または同法第 41 条の規定により指定された保安施設地区において同法第 34 条第 2 項(同法第 44 条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為または同項各号に該当する場合の同項に規定する行為